

平成〇〇年 4 月分

共同生活介護サービス提供実績記録票

利用者氏名		厚生 太郎		事業所番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1					
事業者及びその事業所		〇〇事業所									
日付	曜日	サービス提供の状況	夜間支援体制加算	入院時支援特別加算	帰宅時支援加算	自立生活支援加算	日中支援加算	利用者確認印	備考		
1	日		1						利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定共同生活介護を行った場合「1」を記載する。		
2	月	入院				1					
3	火	入院							入院時支援特別加算の算定要件を満たす支援を行った場合「1」を記載する。 ※報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合(実際に支援を行った場合)は記載する。		
4	水	入院									
5	木	入院		1					帰宅時支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合「1」を記載する。 ※報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合(実際に支援を行った場合)は記載する。		
6	金	入院		1							
7	土	外泊							入院の初日:「入院」 入院から外泊に移行した日:「入院→外泊」 外泊の初日:「外泊」 外泊の中日:「外泊」 外泊から入院に移行した日:「外泊→入院」 入院から共同生活住居に戻った日:「入院」 入院から共同生活住居に戻り同日において外泊に移行した日:「入院→共同生活住居に戻る→外泊」 (居住系共通)		
8	日	外泊									
9	月	外泊							日中支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合「1」を記載する。 ※報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合(実際に支援を行った場合)は記載する。		
10	火	外泊									
11	水	外泊			1				居宅における单身等での生活が可能である見込まれる利用者に対して、個別支援計画に基づき、单身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に「1」を記載する。(180日を限度とする。)		
12	木	外泊									
13	金	外泊	1			1			報酬算定上は当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合、3日目以降について報酬算定されるが、報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(本ケースの場合、6回算定できないが記載する)。		
14	土		1			1	1				
15	日	入院				1			報酬算定上は月1回を限度とするが、報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(同一月内で月2回算定できないが記載する)。		
16	月	入院→外泊									
17	火	外泊			1				報酬算定上は月1回を限度とするが、報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(同一月内で月2回算定できないが記載する)。		
18	水	外泊→入院									
19	木	入院							報酬算定上は月1回を限度とするが、報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(同一月内で月2回算定できないが記載する)。		
20	金	入院									
21	土	入院→共同生活住居に戻る→外泊				1			報酬算定上は月1回を限度とするが、報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(同一月内で月2回算定できないが記載する)。		
22	日	外泊	1			1					
23	月		1			1	1		報酬算定上は月1回を限度とするが、報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(同一月内で月2回算定できないが記載する)。		
24	火		1			1	1				
25	水		1			1	1		報酬算定上は月1回を限度とするが、報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(同一月内で月2回算定できないが記載する)。		
26	木		1			1	1				
27	金		1			1			報酬算定上は月1回を限度とするが、報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(同一月内で月2回算定できないが記載する)。		
28	土		1			1					
29	日		1			1			報酬算定上は月1回を限度とするが、報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(同一月内で月2回算定できないが記載する)。		
30	月		1			1	1				
合計			12回	2回	2回	15回	6回				

■旧様式からの変更点
 ・【日中介護等支援加算】の名称を【日中支援加算】に変更

入院の初日:「入院」
 入院の中日:「入院」
 入院から共同生活住居に戻った日:「入院」
 (居住系共通)

外泊の初日:「外泊」
 外泊の中日:「外泊」
 外泊から共同生活住居に戻った日:「外泊」
 (居住系共通)

入院、外泊等なく通常に支援を行った日については、当該欄の記載は必要ない。
 (居住系共通)

報酬算定上は月1回を限度とするが、報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(同一月内で月2回算定できないが記載する)。

居宅における单身等での生活が可能である見込まれる利用者に対して、個別支援計画に基づき、单身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に「1」を記載する。(180日を限度とする。)

報酬算定上は当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合、3日目以降について報酬算定されるが、報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(本ケースの場合、6回算定できないが記載する)。